

総合事業(基準緩和型訪問サービス) Q&A

No.	種別	質問	回答
1	内容	令和2年1月1日時点で、現在の総合事業の訪問介護相当サービスサービス利用者は緩和型サービスの利用となるか？どう判断したらよいのか？	基準緩和型訪問サービスは、平成29年4月より実施されている総合事業の訪問介護相当サービスに加えて、新設されるものです。訪問介護相当サービスから基準緩和型訪問サービスへ移行するわけではなく、どちらのサービスも利用できます。 したがって、どちらのサービス利用するかは、ケアマネジャーが希望等を聞き取り、利用者の同意を得るようにしてください。
2	内容	従来の訪問介護相当サービスと基準緩和型訪問サービスの生活援助の境界が曖昧である。各サービス事業所での判断になるのか？	訪問介護相当サービスと基準緩和型訪問サービスの生活援助のサービス内容は同一です。境界はありません。どちらのサービスを利用するかについては、利用者の希望等を聞き取り、利用者ケアマネジャーでご判断ください。
3	内容	訪問介護相当サービス利用時に健康チェックも依頼しているが、基準緩和型サービスでも依頼することが可能か？	訪問介護相当サービスと基準緩和型訪問サービスのサービス内容は同一のため、健康チェックも可能となります。 なお、介護保険最新情報Vol.637(平成30年3月30日)厚生労働省老健局振興課「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」に生活援助の項目に記載されているとおりです。
4	内容	給付管理票が基準緩和型訪問サービスには必要か？	お見込みのとおり、必要です。
5	計画	提供時間も規定はないのか？例えば、ごみ捨てだけ10分でも良いのか？	基準緩和型訪問サービスとは、人員基準を緩和したものであり、サービス内容およびサービス量に違いが生じるものではありません。 したがって、ごみ捨てだけ10分はサービス量の部分で不適合となります。基準緩和型訪問サービス提供時間は訪問介護相当サービス同様としています。

6	計画	基準緩和型訪問サービスは、支援計画費の請求ができるのか？	お見込みのとおり、支援計画費の請求ができます。
7	計画	同事業所で訪問型サービスから基準緩和型訪問サービス利用に変更する場合には、契約変更等が必要か？	お見込みのとおり、利用者が支払う利用料金に変更になるため、契約変更の手続きが必要になります。なお、変更手続の前に、利用者基準緩和型訪問サービスに係る重要事項説明書を交付して、その内容を説明し、利用者の同意を得るようにしてください。
8	計画	基準緩和型訪問サービスのケアプランにおける位置づけはどうなるのか？ 現行の訪問介護相当サービスは、ケアプランに回数を記載しているが、基準緩和型訪問サービスも回数を記載するようになるのか？	お見込みのとおり、訪問介護相当サービスと同様です。基準緩和型訪問サービスも回数を記載します。
9	請求	従来の訪問介護相当サービスと基準緩和型訪問サービスの混在でサービス計画を作成することは可能か？その場合、月5回とかの請求は可能か？	あらかじめ、訪問介護相当サービスと基準緩和型訪問サービスが混在するサービス計画を作成することは不可能です。 ただし、計画の見直しを行った上で、訪問介護相当サービスまたは基準緩和型サービスへ月途中で変更することは可能です。この場合、両方のサービスを併せて請求を行ってください。
10	研修	基準緩和型訪問サービスに従事するために必要な研修を受ければよいとのことであるが、年齢等に制限はないのか？	年齢等に制限はありませんが、基準緩和型訪問サービスに従事することが可能かどうかは事業所の判断となります。
11	研修	研修については、初任者研修テキスト等を参考にしている。これは、各サービス事業所で所持しているテキストをコピーして準備が必要か？もしくは、事業所ごとにテキスト等を参考に作成が必要か？	研修については、事業所主体で実施することとしています。また、書籍として販売されているものは著作権があります。これらのことを踏まえて研修を実施していただくようお願いします。

12	研修	研修費用を設定し受講生から徴収するのか？設定するならばどの程度の金額が妥当か？	「研修費用」及び「受講生から徴収」に関しましては、徳島市介護保険課では判断できませんので、各サービス事業所がご判断ください。 なお、受講生から研修費用等を徴収する場合は、収益事業(税申告等が必要)となる場合があります。
13	研修	令和2年1月1日からの施行では、基準緩和型訪問サービス実施までの期間が短すぎる。事業所としては養成が間に合わなければ現状、有資格者が基準緩和型訪問サービスを提供することになるため事業所は経営的に厳しい状況になる。徳島市が養成することは考えているか？	現時点で、徳島市が従事者養成研修を実施する予定はありません。 また、令和2年1月1日から基準緩和型訪問サービスの実施を義務づけるものではありません。
14	研修	実際に研修(内容)を実施したことを、どのように書類で残すのか？	事業所で基準緩和型訪問サービスのためのヘルパー研修を実施した際に、事務所で作成した研修修了証を受講者に交付するとともに、研修修了証(研修カリキュラム含む)のコピーを保管してください。 また、研修修了証等の徳島市介護保険課への提出は不要です。 ※研修修了証のサンプルは、「徳島市ホームページトップページ>健康・福祉>介護>徳島市介護予防・日常生活支援総合事業について」に掲載しております。
15	研修	研修のどの項目を何時間するのかは事業所で決められるのか？	説明会でお示した内容でカリキュラムを組んでいただき、時間配分については事業所で決めていただくこととなります。
16	研修	一つの事業所で研修を修了した者は別の事業所でも働けるのか？	一つの事業所で研修を受けた際に研修修了証を交付(研修を受けた証)してもらうため、他の事業所でも研修修了証は有効です。
17	広報	基準緩和型訪問サービスについての広報の時期や方法は？	周知に向けて、市民向けのチラシ等の配布(12月10日ごろ)及び広報とくしま(12月15日号)、ホームページの掲載(12月10日ごろ)に関しましては現在、作業中です。